

新潟市若年層自殺対策連携会議設置要綱

(設置)

第1条 若年層における自殺対策を総合的、かつ効果的に推進するため、関係部局が連携し、情報共有及び協議を行うことを目的として、新潟市若年層自殺対策連携会議（以下「連携会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項について情報共有及び協議を行う。

- (1) 若年層の自殺の現状及び課題に関すること
- (2) 若年層自殺対策に係る施策及び取り組みに関すること
- (3) こども・若者に関する相談支援、教育、保健、福祉に関すること
- (4) 自殺予防に係る普及啓発、人材育成及び支援体制に関すること
- (5) その他若年層自殺対策の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 必要に応じて、関係機関、関係部署の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 連携会議の事務局は、保健衛生部こころの健康センターに置く。

附 則

この要綱は令和8年5月1日から施行する。

別表(第3条の2関係)

	区分	所属等
1	有識者	大学教授等
2	教育委員会	学校支援課
3		教育相談センター
4	こども未来部	こども政策課
5		こども家庭課
6		児童相談所